

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、別紙仕様書等（別冊の見本を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする印刷製本の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書記載の印刷製本（以下「印刷製本」という。）におけるこの契約の目的物（以下「印刷物」という。）を頭書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）内に納入し、発注者に引き渡すものとする。

（再委託の禁止）

第2条 受注者は、この契約を一括して他の者に委託してはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ、発注者の承諾を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、印刷物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（特許権等の使用）

第4条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている印刷製本の方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその印刷製本の方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（仕様書等と印刷製本の内容が一致しない場合の修補義務）

第5条 受注者は、印刷製本の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補等を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約単価を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（秘密の保持）

第6条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

2 発注者は、第2条第2項により承諾するときは、第三者に対して、受注者を通じこの契約の秘密の保持に関する誓約書の提出を求めるものとする。

（印刷製本の変更等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、印刷製本の内容を変更し、中止し、又は打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は契約単価を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

2 この契約締結後、市場価格に著しい変動があった場合は発注者と受注者とが協議の上、契約単価を変更することができる。

（受注者の請求による契約期間の延長）

第8条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により契約期間内に印刷物を納入することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に契約期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、納入期間を延長しなければならない。

3 発注者は、納入期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合、契約金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用の負担をしなければならない。

（発注者又は第三者に及ぼした損害）

第9条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の負担において、それを賠償しなければならない。

（一般的損害）

第10条 印刷物の引渡し前に、印刷物に生じた損害その他印刷製本を行うにつき生じた損害（次条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（不可抗力による損害）

第11条 受注者は、天災その他不可抗力により、重大な損害を受け、印刷物の納入が不可能となったときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書面を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより印

印刷物の納入が不可能となったことが認められる場合は、受注者のこの契約の解除の請求を承認するものとする。

（検査及び引渡し）

第12条 受注者は、印刷物を納入するときは、発注者が交付した注文書に従って納入するものとする。

2 受注者が前項の規定により印刷物を納入したときは、発注者の職員をして速やかに検査を行わなければならない。

3 発注者は、前項の検査に合格した後、当該印刷物の引渡しを受けるものとし、所有権は引渡しを完了したときから発注者に移転するものとする。

4 受注者は、印刷物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補等適切な措置を行い、発注者の指定する期日までに印刷物を納入するものとする。この場合においては、前3項の規定を準用する。

（代金の支払い）

第13条 受注者は、前条の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定に基づく適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

3 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

（瑕疵担保）

第14条 発注者は、印刷物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補等を請求し、又は修補等に代え若しくは修補等とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補等又は損害賠償の請求は、第12条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 発注者は、印刷物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補等又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第15条 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に印刷物を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約単価に当該遅延印刷物の数量を乗じて得た金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第13条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、契約期間内に印刷物の納入が完了しないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行を放棄し、又は正当な理由がなくこれを中止したとき。

(3) 受注者又はその使用人が検査若しくは監督に際し、発注者の指示に従わず、又は職務の執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為をしたとき。

(4) 前各号のほか、この契約上の義務に違反し、又は法令に違反したとき。

(5) 資産状況が著しく低下したとき。

(6) やむを得ない理由によりこの契約の解除を申し出たとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定により選任された再生債務者等

（談合その他不正行為による解除）

第16条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (6) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

第16条の3 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 受注者の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 受注者の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（不当要求による解除）

第16条の4 発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員。以下この条において同じ。）が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する印刷物の受注者として不適切であると認められる行為

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（協議解除）

第17条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により、契約単価に予定数量を乗じて得た金額が2分の1以上減少したとき。
- (2) 第7条の規定により、中止の期間が契約期間の3分の2以上に達したとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（談合等に係る違約金）

第19条 受注者は、この契約に関して、第16条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第1項第1号から第5号までの掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合は、発注者は、その超過分につき賠償を請求することができる。

（費用の負担）

第20条 この契約の締結に要する費用及び印刷物の納入に必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

（賠償金等の控除等）

第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該代金のうちからその金額を控除し、なお不足するときは、更に請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の延滞金を請求することができる。

（不当介入への対応）

第22条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による発注者への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、発注者に履行期間の延長等を請求することができる。

3 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

（補則）

第23条 受注者は、この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）を遵守しなければならない。

2 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者との協議の上これを定めるものとする。